

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年12月 6 日

広島県公安委員会
委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第15号

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 3 年広島県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
法令	条項	法令	条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	<u>第74条の 3 第 5 項並びに第 78条第 1 項、第 4 項及び第 5 項</u>	道路交通法（昭和35年法律第105号）	<u>第78条第 1 項、第78条第 4 項及び第78条第 5 項</u>
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	<u>第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項</u>		
広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）	<u>第 6 条第 3 項及び第10条の 2 第 3 項</u>		
警備業法（昭和47年法律第117号）	<u>第10条第 1 項並びに第16条第 2 項及び第 3 項並びに第 17条第 2 項</u>	警備業法（昭和47年法律第117号）	<u>第16条第 2 項及び第16条第 3 項</u>
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）	第17条第 1 項	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）	第17条第 1 項
<u>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第 9 号）</u>	<u>第10条第 3 項</u>		
<u>緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程（平成 8 年広島県公安委員会規程第 4 号）</u>	<u>第 5 条第 1 項及び第13条第 1 項</u>		

別表第2（第4条，第5条関係）

法令	条項
道路交通法	第74条の3第5項並びに第78条第1項，第4項及び第5項
道路交通法施行規則	第5条第1項及び第8条第1項
広島県道路交通法施行細則	第6条第3項及び第10条の2第3項
警備業法	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第10条第3項
緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程	第5条第1項及び第13条第1項

別表第2（第4条，第5条関係）

法令	条項
道路交通法	第78条第1項，第78条第4項及び第78条第5項
警備業法	第16条第2項及び第16条第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項

附 則

この公安委員会規則は，令和4年1月4日から施行する。